

第118回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和6年5月13日（月）午前9時30分～午前11時10分

2 場 所 庁議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）

池田恵子、倉片憲治、桑田仁、関野兼太郎

※オンライン参加：桑田仁、関野兼太郎

【意見開陳】

小嶋文、平木いくみ、野口祐子、松本邦義

※事務局

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課

課長 小沢 きよみ

主幹 根本 宏之

主査 石井 順子

主事 石渡 愛美

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設(5条1項)

- ①（仮称）ベルク白岡上野田店
- ②（仮称）三郷市戸ヶ崎3丁目計画
- ③（仮称）ヤオコー久喜桜田店
- ④（仮称）ヤオコー川口上青木店
- ⑤ ドラッグコスモス上藤沢店

(2) 変更

- ① 越谷コミュニティプラザ
- ② ホームセンターセキチュー上尾店
- ③ カインズホーム本庄上里店
- ④ イオンタウン蕨
- ⑤ ドラッグストアセキ鴻巣生出塚店
- ⑥ ロヂャース新座店

5 傍聴人

会場傍聴 なし
オンライン傍聴 なし

6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただいた。

令和6年4月15日(月) 桑田 仁委員
令和6年4月16日(火) 小嶋 文委員
令和6年4月18日(木) 倉片憲治委員
令和6年4月22日(月) 関野兼太郎委員
令和6年4月23日(火) 平木いくみ委員
令和6年5月 6日(火) 池田恵子委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

①（仮称）ベルク白岡上野田店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

まずはいつものように交通の方からお話をしたいと思います。交通に関しては、今日は交通専門の委員がいらっしゃらないのですが、ご専門の委員の意見としては、来店経路が小学校の通学路と重なっているため、特に下校時間帯には気を付けるよう来客に安全啓発していただきたいということが出ています。他の委員からも同じご意見が出ていると思いますけれども、何か他に追加したいことなどございますか。

【委 員】

交通の件では、今おっしゃっていただいたように、通学路と来退店経路等が重なるところがあるので、交通安全の注意喚起をお願いしたいと思います。

【議 長】

ありがとうございます。思いやり駐車場制度について、この件に限らずご意見があったようですが、思いやり駐車場制度とは具体的にはどういったものでしょう。事務局の方から説明いただけますか。

（事務局説明）

【議 長】

これは大店立地法上の規制とは別の制度ということですが、思いやり駐車場制度について何かご意見はございますでしょうか。

【委 員】

はい。基本的には、大店立地法には今おっしゃられたような状況で定められていないということはその通りだと思いますが、基本的に埼玉県全体で様々な施設において誰でもそういった障害のある方々が間違いなく止められるよう

な措置をして、それを一覧で埼玉県のホームページでも確認できます。そういった意味で、これから出店する店舗についてはそういったことを意識しておいてほしいという意味で意見を述べさせていただきました。

【議 長】

県からこの審議会の意見を設置者には渡す時に、福祉部の方も同席するとか、そういったことはありますか。

(事務局説明)

【議 長】

そうすると、必ず県意見を設置者に伝える際に、お話としては出るってということにはなるのですね。意見を伝える際に、制度のチラシを渡しているということなので、その形でお任せするというのがいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

はい。なんて言いますか、いわゆる行政的に福祉は福祉の部局、商業の部分は商業、そういう縦割りであってほしくないという意味で、そういう連携を取りながら対応をしていただきたいという意味で申し上げさせていただきました。

対応としては、そういったチラシを配るということでいいのかなっていうふうに思っております。

【議 長】

一応、チラシを渡すだけじゃなくて言葉も添えてということですね。

【議 長】

交通に関しては事前の説明でのご意見をまとめると、出入口が小学校の通学路に面しているとともに、来退店経路が中学校の通学路とも重なっているため、交通安全の確保に努めてくださいという意見、口頭意見になるのではないかなと思います。

それでは、騒音については騒音ご専門の委員いかがでしょうか。

【委 員】

騒音に関しましては、提出されました資料を見ますと、数値上は環境基準及び騒音規制法の規制基準を下回っておりますので、その点は結構かと思いますが、ただ、数値上ギリギリですね。ギリギリに収まると。

そのような状態ですので、口頭意見でしょうか。これ以上、騒音が増加することがないように、営業中にご留意いただきたいと口頭で付けたいと思います。

さらに細かく見ていきますと、その元になっているのは、来客の車両走行音ですね。それを考えますと、例えばこれ、10ページですと、22時以降、駐車場利用制限されていますけれども、実際運用してみても、これが有効かどうか。もし、

22時以降ですね、来客の騒音が大きいようでしたら、具体的には⑤、⑥、⑦、赤で書いてありますね、その経路を使うようなところまで走行できないように、駐車場制限の場所を増やす等の配慮をしていただけると良いのではないかと思います。

その点含めて、口頭で意見をつけられればと思います。

【議 長】

そうですね。地点としてはb、cでしょうか。

【委 員】

そうですね。具体的に言いますと、気になりますのが、予測地点の小文字ですね。

小文字のb、cが一番、一般住宅に近いところにあたるので、b、cですね。その地点は特にご留意いただくといいかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

【議 長】

他に委員の方、いかがでしょう。

【議 長】

特に今以上のご意見はないという感じでしょうかね。

そうしますと、地点b、cは予測値を超過することのないように注意してくださいというところと、あとはやっぱり22時以降のところについても、騒音が大きくなるようであれば、夜間利用制限についての区域についてご対応いただく。

【委 員】

そうですね。それがいいと思います。

【議 長】

それでは口頭意見でつけるということで。他に何かご意見ございますか。

特にないようですね。では、交通と騒音の意見をそれぞれ1つずつつけるということ、口頭意見でつけるということで決めたいと思います。

(全員了承)

②(仮称)三郷市戸ヶ崎3丁目計画

【議 長】

では、次の新設案件に。三郷市戸ヶ崎3丁目計画について事務局のご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【議 長】

こちらも交通から見ていきたいと思いますが、事前の交通専門の委員のご意見としては、来店経路が大きく迂回するような経路なので、来客が確実に経路を守るように開店後も注視していただき、問題が起きていれば対応していただきたい。他の委員からも、隔地駐車場の出口5を右折すると小学校の正門前に行くようになってしまうので、左折しかしないことを徹底する工夫をしていただきたい、特に隔地駐車場の出入口のある道路は前川中学校の通学路になっているため、生徒等の安全には十分注意をお願いしたいといったご意見が出ております。

その他何か追加することがございますか。

【委 員】

幼稚園の件、交通安全の注意喚起をお願いしたいということと、あと、50メートルというラインですね。幼稚園から50メートルというラインがあったので、これはどういう規制なのかということで確認したいということを事務局の方にご連絡はしました。

資料を追加するということがあったと思いますが、少し事務局の方から説明追加いただければと思います。

【議 長】

事務局の方から説明をお願いできますか。

(事務局説明)

【委 員】

対象の保護すべき施設の敷地から50メートル以内について、夜間の騒音に関してマイナス5デシベルとするというのはどこに定められているのでしょうか。

【委 員】

大店立地法ではなくて、騒音規制法に定められています。

今のお話の続きでいきますと、昼間の環境基準、55デシベルにギリギリのところは確かにあるんですけども、予測地点の大文字のAと大文字のCで、ただ、Aはどちらも一般住宅に近いところではありません。Aは宗教関係の事業施設ですかね。Cは駐車場に面したところですので、当面はすぐ問題になる

ようなところではないかなと思います。ですので、口頭意見まではいかないのかなと考えていますが、いかがでしょう。

【議 長】

そうですね。これまでも住宅に近いところで環境基準値近いギリギリっていうところには口頭意見をつけていましたけれども、そうでなければ基準自体はクリアしているのです。

【委 員】

それ以外の事業関係でしたら、お互い様というところもありますので、お互い気を付けてくださいというところかと思っておりますので。この件に関しては、特に意見は無くてもいいのではないかと思います。

【議 長】

交通の方は、幼稚園が近くにあつて、ただ、この出入口はこの道路には面していないということで確認いただいているのでしょうか。

(事務局説明)

【議 長】

開業すると人の流れが少し変わってくるかなと思うところではありますけれども、今のところ、今この段階では、特に幼稚園の出入口がこちらに向かっているというわけではない。かなり近いですけどね。小学校もかなり近くにあるので、皆様のご意見にあるように、周辺に小中学校、幼稚園があるので、交通安全の確保に努めてください。あとは、交通ご専門の委員がおっしゃっていたように、来退店経路が大きく迂回しているので、来客が確実に経路を守るよう開店後も注視していただき、問題が起きていれば対応していただきたい。また、隔地駐車場の出口5を右折すると小学校の正門前に行くようになってしまうので、左折しかしないことを徹底する工夫をしていただきたい。これらの意見を、口頭意見としてつけるということでよろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

交通、騒音以外でなにかご意見はありませんか。

(意見なし)

【議 長】

それでは本件につきましては以上ということにいたします。

③ (仮称) ヤオコー久喜桜田店

【議 長】

それでは、ヤオコー久喜桜田店について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

はい、ありがとうございます。こちらは、イオンモールだったところがヤオコーに変わるということで、北側と東側にマンションが結構立ち並んでいるところのようですね。小学校と中学校も割と近くにあるということですが、交通ご専門の委員のご意見ですと、来退店経路に通学路が重なっているため、特に下校時間帯には気を付けるよう来客に安全啓発していただきたいとのことですが、そのほかゾーン30に指定しているというところでのご意見もあったようですが、その点についてはいかがですか。

【委 員】

はい。その地域がどの辺にあるのかお伺いいたしました。

学校周辺とかにはゾーン30という形で、指定された道路があることを承知しておりますので、その関係と来退店経路についてどのような対応があるのかということで、どこにその場所があるのかお伺いしたところ、マンションの間ということで。はい。計画地の東側の道路にその道路があるという回答をいただいております。

【議 長】

30ページの地図を見ると、マンションがこの計画地の周りに結構立ち並んでいて、小学校も近くにあつて、本当にいわゆる住宅地という感じですので、それでゾーン30に指定されているのかと思います。なので、交通ご専門の委員のご意見とも合わせますと、口頭意見としては、来退店経路に通学路が重なっており、ゾーン30に指定されている歩行者の多い

地域でもあるので、交通安全の確保に努めてくださいと、このような意見をつけるということでいかがでしょうか。

【委員】

はい、よろしいと思います。

【議長】

そのほか何かご意見ございますか。

【委員】

いや、特に付け加えるところはありません。

【議長】

はい、ありがとうございます。騒音の方はいかがでしょうか。

【委員】

数値上は基準を下回っているということですので、その点では結構かなと思います。ただ、資料3 1ページでそれを見ますと、比較的騒音のレベルが高いところ、具体的には予測地点の大文字のA、B、C、D、E、Fまでは近隣のマンションとの境界でその値になっていますので、実際の運用上、これ以上騒音が増えることがないようにご注意いただけるとよいのではないかなと思います。

特に大文字のDですね。荷捌き車の出入りするところに近いということもありますし、Fは一般車両ですか、来店客の出入口に近いということもありますので、特にご留意いただけるといいのではないかなと思います。

ですので、これを口頭で意見をつけることにしてはどうでしょう。

具体的には、A、B、C、D、E、F、これに関しては、実際の運用上、予測値を大きく上回ることがないようにご注意いただきたいということですね。

はい。

【議長】

こちらはマンションが近いですので、委員がおっしゃった地点については超過することがないように注意していただきということをつけることでよろしいでしょうか。

(全員承認)

④（仮称）ヤオコー川口上青木店

【議 長】

それでは、ヤオコー川口上青木店について、事務局からの説明をお願いします。

（事務局説明）

【議 長】 はい、ありがとうございます。こちらはスキップシティの目の前ですね。

かなり密集した住宅地で狭い道路。周辺道路は狭いし、周りには住宅がすごく近くに立っているってところかなと。

まず交通の方ですけれども、事前に各委員から出入口が1箇所なので混雑の対応に注意していただきたいということと、出入口の前面道路以外が狭隘な道路で、来退店経路が大きく迂回する形になるので、抜け道等が起こらないよう、来客が確実に経路を守るよう開店後も注視していただき、問題が起きていれば対応していただきたい。というご意見が出ています。

このご意見に尽きるのかなというところですが、何か交通の面で追加することはございますでしょうか。

【議 長】

特にご意見はなさそうですね。

そうしましたら、口頭意見として もう1回まとめますと、出入口が小学校の通学路になっており、交通安全の確保に努めてください。また、出入口は1カ所である上、出入口の面する前面道路以外は狭隘な道路であり、退店経路が大きく迂回する形になる方向があるので来退店経路の周知徹底に努めてくださいという口頭意見にしたいと思います。

それから、委員の方から廃棄物保管施設や荷捌き施設が住宅に近いが影響がないのかというようなご意見いただいているようですけれども、その点いかがでしょうか。

【委 員】

こちら確認していただいて、特に影響はないということと、あと、近隣の方からご意見をいただいた場合には、状況を確認し、適切に対応するといった回答があったということで納得しました。ただ、物理的にちょっと荷捌き施設が住宅に近いかなというふうに思ったので確認をした次第です。以上です。

【議 長】

はい、ありがとうございます。影響はないという回答のようですけども。

【委 員】

そうですね、建屋の中にあつて、壁で塞がれてる形なのですが。ちょっと図面からよくわからなかったですが、確認いただいた結果によりますと、それであれば、さほど大きな問題にはならなそうですね。

実際、騒音の予測値が大きい地点は、具体的には、42ページを見ますと、予測地点の大文字のA、Bですね、大文字のA、Bのところの値が大きいのは、これ、荷捌き作業あるいは来店客の車というよりも建物につけられた排気口ですね。その音源は。ですので、そちらの方がむしろ留意していただく必要がある、あるいは苦情の原因となりかねないものかなと思いましたがどうでしょう。

【議 長】

私も委員の意見を見ながら、こんなに住宅に密接した施設があつたり、その処理施設が近くて影響がないのかなという風に素朴に疑問に思ったところだったのですが、あまりその心配はなさそうということでしょうか。

【委 員】

音に関してはそうかもしれない、さほど心配はいらないのかもしれないですね。ただ、どの程度きちんと塞がれてるのか、ちょっとよく見えてないところがあるのですけれども。完全に壁で塞がれた建屋内でなければ、音の面もそうですし、あるいはそれが、その住居から見ますと南側に店舗が見えることとなりますので、ちょっと景観上と言いますか、見た目はあんまり良くない、印象が良くないところ、ところですね。そういった意味で、一般住居の方は気になるところかもしれません。

【議 長】

住宅が近いので、開店した後も住民とコミュニケーションを密に取ってくださいというような意見をつけることにいたしましょうか。

【委 員】

はい。あと、それに関しましては、やっぱりA、Bの地点でギリギリになっている値、規制基準ギリギリになっていることは確かですので、これも運用

上これ以上、上がることがないようにと口頭で意見を付してもいいのではないかなと思います。

荷捌きの車なのか、排気口の音なのか、原因はなんであれ、値は大きいので、一言つけたらいかがでしょう。

【議 長】

そうしましたら、事前のご意見にいただいたように、地点A、Bは住宅が近いので予測値を超過することのないよう注意してください。周辺住宅への騒音にも注意して適切な対応を行ってくださいという意見がありますので、それを合わせた形で口頭意見に付すということにいたします。

では、先ほど申し上げた、住宅が隣接しているため、開店後も住民とコミュニケーションを取り、店舗運営に努めてくださいという形で口頭意見にしたいと思います。

【議 長】

他に何かご意見ございますか。 よろしいですかね。

(全員承認)

⑤ ドラッグコスモス上藤沢店

【議 長】

では、次の新設案件、ドラッグコスモス上藤沢店について説明をお願いします。

(事務局説明)

【議 長】

はい、ありがとうございます。これは、小学校の正門が目の前ですね。

委員からは、入口のある道路は通学路であり、また右左折入庫であるなど歩行者に注意が必要であるため、市の意見にも児童の安全には十分注意をお願いしたいとあります。この件に関して、交通に限らないですけど、何か追加でご意見ございますか。

【委 員】

いえ、今出していただいたご意見で私もその通りかと思しますので、特に追加はありません。

【議 長】

その他の委員も何かございますか。

【委 員】

はい。私も学校の前ということで、登校時は来店数は少ないと思いますけど、下校時にやはり注意が必要なのではないかということで意見を申し上げました。

【議 長】

交通に関しては先ほどの事前意見と今のご意見をあわせ、出入口が小学校の通学路になっており、また右左折入庫で歩行者に特に注意が必要であるため、交通安全の確保に努めてくださいということを口頭意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員承認)

【議 長】

騒音についてはどうでしょう。事前に特にご意見なかったようです。

【委 員】

そうですね、数字上気になりますのが、ページで言いますと53ページにあります予測地点大文字のAとEなのですけれども、どちらも道路に面していたり事業所に面していたりで、一般住宅に接するわけではないですので、特に口頭意見を付すまでもないかなという風に考えました。

ただ、他の委員から、住居ちょっと近いところがあるので心配してらっしゃるご意見があるようですが、これは予測地点のBでしょうかね、大文字のBを指していらっしゃいますでしょうか。

【委 員】

多分、私が出した意見かと思います。予測地点Bのところは、ちょっと住居と近いかと思ひまして、それで確認した次第ですけど、問題もないということで。影響はないと考えているので対策はしていないということではあったと。

【議 長】

壁を立てるとか。事務局いかがでしょうか。

(事務局説明)

【委員】

今の話は、53ページの店舗の屋上にある室外機等を住居から離れたところに設けているということかと思えます。

あと、あり得るとしたら、従業員の駐車場ですね。同じページの従業員の駐車場が、やはり予測地点のBに近いところですので、そこは引き続きご注意いただけるといいのではないかなと思えます。

特に従業員の方は22時に営業が終わってから車を出すことがあるかもしれませんが、その時に確かに住居に近いところで車が動きますと騒音の問題が発生しかねないかなと。可能性としてはあるかなと。

多分、車を動かすそのタイミングだけなので、計算上はそんなに出ないのかな。ただ、言われてみますと、予測地点B、従業員駐車場、気になると言えば気になります。どうでしょう。

ちょっと口頭意見をつけましょうか。従業員駐車場、夜間、閉店後に車が入りするようなことがあるようでしたらご留意くださいと。予測地点Bのことを考えてですね、運用上ご注意くださいということで。

【議長】

他に何かご意見ございますか。では、以上で新設の案については終了します。

(2) 変更

- ① 越谷コミュニティプラザ
- ② ホームセンターセキチュー上尾店
- ③ カインズホーム本庄上里店
- ④ イオンタウン蕨
- ⑤ ドラッグストアセキ鴻巣生出塚店
- ⑥ ロヂャース新座店

【議長】

それでは、引き続き変更届け出について、6件ございますけれども、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明))

【議 長】

はい、ありがとうございます。

越谷コミュニティプラザ、こちらは駐車場を減らすということで、事前説明の際には意見はないようですが、何かご意見ある方いらっしゃいますか。

【議 長】

こちらは意見なしということでよろしいでしょうか。

【議 長】

では、こちらは意見なしということにしたいと思います。

それから、ホームセンターセキチュー上尾店、こちらは増床ということですが、けれども、住民の方からご意見がありますね。

ちょっと丁寧に見ていきたいと思いますが、まず、特に交通。交通ご専門の委員からは特に大きな点でのご意見はなかったようです。

先ほど事務局から説明があったように、搬出入車両の出入口を変更してほしいというご意見もありましたが、開発許可との関係上難しいということですね。

ここを対応するというのも、法規上できないということになっていますので。あとは入庫の仕方。左折入出庫。

住民の方からのお手紙によると、なかなか左折入出庫が守られてないというご意見もありましたけれども、こちらに関しては徹底してくださいということを念押ししておきましょうか。

(全員承認)

あとは施設の部分ですね。ホールの蓋とかが跳ね上がらないようにとか、そういうところは固定式にして対応しているということですので、こちらは店舗の方が、住民の方と話し合いなどはしているのでしょうか。事務局いかがでしょうか。

(事務局説明)

【議 長】

施設としては、住民からご意見があったら真摯に対応いたしますということなので、近隣住民の方と適切なコミュニケーションを開店後もとっていただ

き、健全な運用に努めてくださいという意見を付して、今後ご意見があったら対応を求めるといような形でいかがでしょうか。

(全員承認)

【議長】

ほかに何か付け加えることがありますか。

【委員】

いえ、ここは住民の方々に対する回答を丁寧にやっているようですので、私は特にございません。

【議長】

はい。では、引き続き適切な対応してくださいという意味で、先ほど申し上げたことを意見とさせていただきたいと思います。

それから、騒音に関してはいかがでしょうか。

【委員】

騒音の地点として、まず気になりますのが、71ページの図で言いますと、予測地点の大文字D、Eですね。

Eは、来店する車もあるかもしれないですけども、設備ですね、店舗の設備の影響が大きそうです。

もう1つ、予測地点D、これは明らかに出入口の車の音でしょうね。

それが明らかに影響しているようですので、数値上は、環境基準値、昼間下回ってはいますけれども、どうでしょう、くれぐれもこれ以上、運用上大きく増加することがないように注意してくださいと口頭意見を付しておいてはと思いますが。

【議長】

A、D、Eについては、住宅が近いため予測値を超過することのないよう注意してくださいと。

【委員】

そうです。それがいいと思います。

【議長】

他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次ですね。カインズホーム本庄上里店は駐車場の位置などの変更になりますけれども、特に事前のご意見はなかったようですが、今ここで何かございますか。

【議 長】

特に問題なさそうですか。

【委 員】

そうですね。

【議 長】

では、意見はなしということにいたします。

【議 長】

次はイオンタウン蕨です。

交通の方では特にはないと思いますが、騒音についてはいかがでしょうか。

【委 員】

そうですね。騒音につきましては、82ページで見ますと、基準は下回っていますが出入口に近い予測地点の大文字のA1、A2は、引き続きご注意いただければという風に思います。

【議 長】

Cのところはいかがでしょう。

【委 員】

Cが夜間超えているのですが、その地点は高校ですよ。高等学校ですので、問題になることは実際にはないと思うのですが、数値は超えていますので、念のため口頭意見で、数値が基準値を超えていますので、これ以上上がることはないようにご注意いただきたいと思います。その計3か所ですね。

A1、A2、Cについて口頭意見を付していただきたいと思います。

【議 長】

そうしましょう。他に何かございますか。

無ければ次のドラックストアセキ鴻巣生出塚店についてですが、これは営業時間が延長になると。

【議 長】

交通については事前の意見はありませんでした。騒音についていかがでしょうか。

【委 員】

そうですね、1つ気になりますのが、予測地点のP1ですね。

85ページ。騒音の夜間の値を見ますと、指定基準下回っていますがギリギリですし、一般住宅が密集しているところのようですので、口頭で、予測値を超過することがないように運用上気を付けてくださいと意見を付してはどうかと思いますが。あとは昼間のE。住宅が近い地点です。

別の委員の方でしょうか。さらに意見をつけてくださっていますが。

【委 員】

001'', 002''でも予測値が基準値を超過していたので、どのように対応したのかという質問をしたところ、住民に個別に説明し了解いただいたということで、その点では納得したのですが、すでに予測値が基準値を超過しているので、これ以上超過しない方がいいかなというふうに思いました。

【委 員】

ほとんど距離がないですね、敷地から店舗兼住宅のところまで。ですので、ちょっと下がっても値がほとんど下がらないですね。だから、これ以上対策のしようがないと言いますか、予測のしようはないかなと思うのですが。

【議 長】

超過しているところは001'', 002''だけでいいですか。

【委 員】

数値上はそこが問題になりそうです。数値上は問題ですから注意を促してもよいかもしれません。大きく言うのであれば、測定地点の①、②ですね。

85ページの001, 002の値が規制基準を明らかに超えたままですので、これはご注意くださいと。意見を付したらどうでしょう。

【議 長】

来客騒音でしょうか。

【委 員】

車がそうですね。出入口に入ったり出たり、その音が影響するのだと思います。

【議 長】

001, 002については、予測値が基準値を超過しているので、これ以上超過しないようにしてくださいというのと、あと、昼間の地点、夜間の位置について、住宅が近いため超過しないように注意してくださいと。

【委 員】

予測値が基準値を超過している地点については、口頭意見よりちょっと厳しくするのはいかがでしょうか。

2点ですよ。EとP1に比べますと、特に①のところ、確かに深刻な感じがいたします。

口頭意見で同レベルとするにはちょっと引かかる感じがあるのですけれども。

【議 長】

騒音をご専門の委員がおっしゃるのであれば、①, ②のところですね。

【委 員】

①, ②とも、特に①ですかね、
付帯意見という形できちんと記録に残したらいかがでしょうか。

【議 長】

そういたしましょう。そもそも超過してるわけですから。

【委 員】

明らかに超過していますね。

【議 長】

他にご意見ございますか。大丈夫でしょうか。

では、これは以上として、最後、ロヂャース新座店について、何かご意見はございますか。

【委 員】

はい。97ページですね。

騒音で予測して見ていただきますと、ちょっと道路挟んで反対側にある駐車場が ちょうど一般住居に囲まれる形で設置されておりますが、この駐車場は新しくじゃなくて、その前からここでしたか。

(事務局回答)

【委員】

変更の一番の理由は駐車場の位置及び収容台数が1.5倍ぐらいに増えているということでしたでしょうか。

具体的にいうと、地点F、G、H、Iの4か所について、住宅が近いため、引き続き騒音が大きくならないようにご留意くださいと。

【議長】

今、委員がおっしゃったとおり口頭意見を付すということにしたいと思いません。

他にご意見ございますか。無いようですので、今のご意見を付す形にいたします。

【議長】

それでは審議案件について終了します。

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年8月5日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 関野 兼太郎

議事録署名委員 倉片 憲治